

緊急応急工事実施要領

関東農政局
整備部

第1 趣 旨

関東農政局管内において、地震や大雨等自然災害等により国営造成施設が被災し、被害が大規模に及ぶと懸念される場合や、大規模な地すべり等の発生により農地・農業用施設に被害を及ぼす恐れがある場合（以下「大規模災害時」という。）などにおいて、営農上深刻な影響を及ぼすだけでなく、被害の拡大や二次災害といった民政安定上重大な支障が発生すると懸念される場合には、早期に応急対応を行うことで被害拡大の防止を図り、迅速な復旧に向けた対応を図ることが重要となってくる。

このため、被害の拡大防止や二次災害の発生を防止する観点から、国による緊急的な応急工事（以下「緊急応急工事」という。）を実施することが可能な体制整備を図るものである。

第2 適用範囲

緊急応急工事は、大規模災害時に、整備部長が必要と認めた場合に、「建設工事」に係る競争参加資格の認定を受けている者との契約により緊急応急工事を実施できるようにするものである。

1. 緊急応急工事の手順

緊急応急工事は以下の手順で行う。

- (1) 発災後、国の職員が「農地農業用施設等災害緊急派遣調査実施規程」(21農振第438号農村振興局整備部長通知)による初期情報収集並びに緊急概査等を実施、若しくは施設管理者からの報告により状況確認すること。
- (2) 整備部長が災害に対する緊急応急工事の必要性を判断すること。
- (3) 速やかに緊急応急工事を契約すること。
- (4) 緊急応急工事を実施すること。

を想定し、発災後速やかに工事を実施できる体制を整えるものである。

2. 適用範囲

- (1) 本要領では、緊急応急工事に係る契約手続についての運用を定める。
- (2) 契約行為は発災後速やかに行うため、会計法第29条の3第4項（緊急時の随意契約）を想定し、透明性、公平性に配慮した手続を定める。
- (3) 緊急性にかんがみ、契約する作業量は被害拡大防止等の必要最小限に限定する。

第3 緊急応急工事の契約手続

- (1) 緊急応急工事請負契約は「緊急応急工事の契約手続きフロー」(別紙1)により実施する。

- (2) 緊急応急工事の対応業者の特定は「緊急応急工事対応業者特定フロー」(別紙 2) に基づき実施する。
- (3) 契約手続に係る入札・契約手続審査委員会は次の段階で諮るものとする。
 - ア 緊急応急工事の契約の相手方の特定段階
見積依頼前 ... 契約候補者(見積依頼先)の決定に関する事項
(必要に応じて持廻り決裁による開催とする。)
- (4) 入札・契約手続審査委員会に諮る事項は、事前に「関東農政局競争参加資格技術審査会」(以下「技術審査会」という。)を了するものとする。

第 4 緊急応急工事に派遣する者

- (1) 緊急応急工事に派遣する者は、「一般競争契約及び指名競争参加有資格者名簿」(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者の中から「緊急応急工事の請負契約候補者名簿作成要領」(別紙 3)によりあらかじめ「請負契約候補者名簿」を作成する。
- (2) 緊急応急工事に派遣する者は、以下により特定し派遣する。
 - ア (1) で作成した名簿から 10 者選定する。
 - イ 緊急応急工事の対応について照会(別紙 4)する。
 - ウ 応諾のあった者の中から「緊急応急工事対応業者特定基準」(別紙 5)により契約候補者を特定する。
 - エ 緊急応急工事の随意契約を締結し、その者を派遣する。

第 5 緊急応急工事に係る事務局

契約候補者の名簿作成及び緊急応急工事の契約締結に係る資料は防災課が作成するものとし、設計課及び水利整備課が補助に当たる。

第 6 請負契約候補者名簿

請負契約候補者名簿の作成は原則として毎年度末までに行い、名簿作成後から年度末までを有効期限とする。なお、競争参加資格者名簿の更新に伴う定期受付等やむを得ない事情により名簿作成が困難な場合など、新しい名簿を作成するまでの間、従前の名簿を有効とする。

第 7 細 則

- (1) 緊急応急工事として想定される対象
発災後速やかな緊急応急工事を想定していることから、対象を以下に限定する。
 - ア 国営造成施設のうち基幹的重要構造物であって、被災時において周辺に対する二次災害、又は受益農地に対する営農上の支障など、被災による影響が大きいと想定される施設(ダム、ため池、頭首工、大規模用水路など)で、整備部長が必要と判断した場合。
 - イ 国営造成施設であって、被災により適正な維持管理の範疇をこえた対応が必

要であり、施設管理者等からの要請があった場合。

ウ 農地地すべり地域で発生した大規模な農地地すべりであり、県等から応急工事の要請があった場合。

(2) 緊急応急工事として想定される主な工事内容

ア 地すべり防止に係る工事

地下水排除、地表水排除、承水路設置、集水井等の抑制工、盛土、杭、アンカー等の抑止工

イ ダム、ため池等の被災、被害拡大防止及び用水確保に係る工事

掘削、盛土、揚水（用排水）、仮締切、周辺地山の土砂流入防止、流入水路等の迂回工事等

ウ 頭首工、用水路等の被災、被害拡大防止及び用水確保に係る工事

堤防補強、掘削、盛土、揚水（用排水）、仮締切、埋塞土砂排除、水路等の迂回工事等

(3) 特別仕様書等契約資料の作成に当たっては、現地の被災状況に応じて必要な工事内容を定め、技術審査会に諮るものとする。

第8 その他

本要領に定めのない事項は防災課を窓口として処理に当たるものとする。

第9 附則

本要領は、平成22年10月25日から運用する。

別紙 1

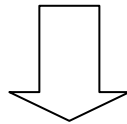
緊急応急工事の契約手続きフロー

関東農政局

I 平時

①請負契約候補者名簿の整備

- ・有資格者名簿を基に、想定される緊急応急工事に対応した施工実績を有する者が記載された「請負契約候補者名簿」（以下「リスト」という。）を予め整備（年2回程度更新）
（併せて、関東農政局発注工事の施工業者情報を随時把握・整理（国営事業所の活用等））



II 災害時

②緊急応急工事対応依頼業者の選定

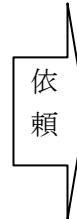
- ・①のリストを基に緊急応急工事対応依頼業者として、災害発生地点から近い順に10者選定

③緊急応急工事対応等に関する情報提供の依頼

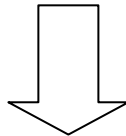
- ・②による選定業者へ緊急応急工事対応の可否等に関する情報提供を依頼
- ・このとき、併せて被災施設位置・状況、緊急応急工事の概要等を提示

④緊急応急工事対応業者の特定

- ・③により回答が得られた業者情報について、特定基準に基づき、緊急応急工事対応業者を特定
- ・工事の仕様書等を提示し、見積を依頼



緊急応急工事対応依頼業者



⑤請負契約の締結

- ・見積提出を受けて速やかに工事請負契約を締結

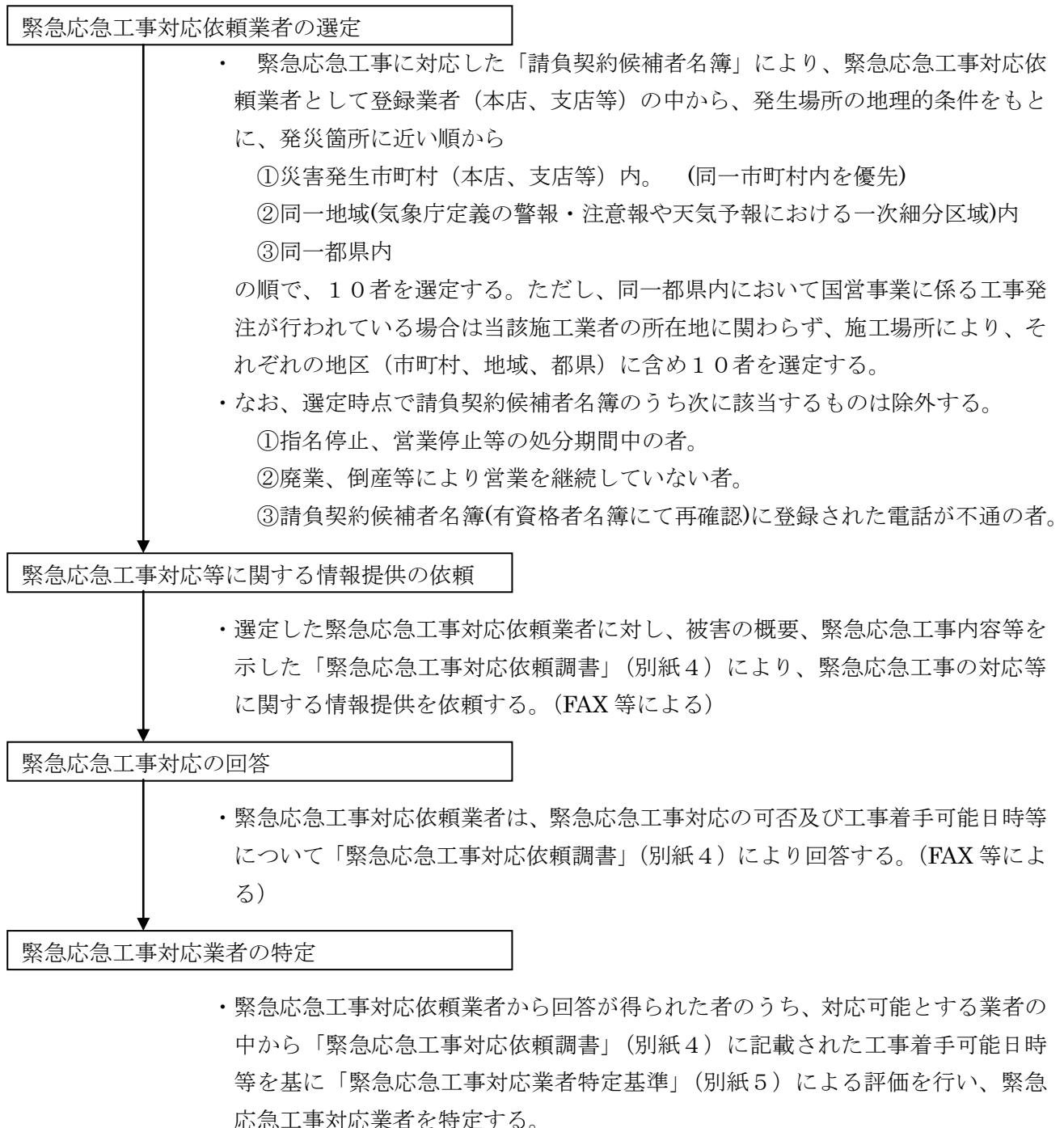


緊急工業急事者対応急応

⑥着工

別紙 2

緊急応急工事対応業者の特定フロー



※気象庁定義の一次細分区域とは、都県天気予報を定常的に細分して行う区域です。気象特性、災害特性及び地理的特性により都県予報区を分割しています。

緊急応急工事の請負契約候補者名簿作成要領

第 1 目的

関東農政局管内において、地震や大雨等自然災害等により国営造成施設が被災し、被害が大規模に及ぶと懸念される場合や、大規模な地すべり等の発生により農地・農業用施設に被害に及ぼすおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）などにおいて、営農上深刻な影響を及ぼすだけでなく、被害の拡大や二次災害といった民政安定上重大な支障が発生すると懸念される場合、早期に緊急的な応急対応を行うことで被害拡大の防止を図り、迅速な復旧に向けた対応を図ることが重要となってくる。

このことから、被害の拡大防止や二次災害の発生を防止する観点から、国が緊急的に応急工事（以下「緊急応急工事」という。）を締結し、応急対策を実施可能な体制整備を図るため、事前に請負契約候補者の名簿を作成するものである。

第 2 契約候補者となる条件

1. 関東農政局における有資格者名簿に登録されていること。
2. 緊急応急工事を実施するうえでも一般工事と同様に一定の技術力（実績）を必要とすることから施工実績を有すること。
3. 資材・機材の調達及び労務人員の確保等、緊急対応の観点から格付等級を C 等級以上とする。

第 3 施工実績

1. 施工実績の有無は工事实績情報システムにより求める。
2. 施工実績の内容

施工実績の工種は緊急応急工事の想定される工事内容から選定する。

(1) 想定される緊急応急工事の内容

地震や大雨等により国営造成施設の大規模災害が発生し、被害の拡大防止のため緊急的に応急工事を実施する農業用施設毎の工事内容は次のとおりと想定する。

農業用施設	想定される被害	応急工事内容	対応工種
①ダム、ため池	破堤（決壊）	押さえ盛土	土工事
		仮締切	土留め仮締切
		迂回仮水路設置	土工事
		埋塞土砂排除（掘削）	土工事

①土工事 ②土留め、仮締切工事 ③地すべり防止工事

イ 工法・形式：具体的な緊急応急工事の内容が示せないことから設定しない。

ウ 施工規模：具体的な緊急応急工事の内容が示せないことから設定しない。

エ 施工実績期間：施工実績を求める期間は過去15年間とする。

第4 請負契約候補者名簿の作成

名簿は、施工実績を有する者から下記により作成する。

- (1) 施工実績は都県毎に施設に応じた工種の組み合わせ（①土工事＋土留め仮締切工事 ②土工事＋地すべり防止工事）の両工事の実績を有する者とする。
- (2) 応急仮工事は緊急を要することから、早急に対応可能と想定される同一市町村、同一地域、同一都県の順とすることから同一県内に本店、支店、営業所を有する者で、(1)の施工実績を有する全ての者を登録する。
- (3) 緊急応急工事はいつ、どこで、どのような内容で行うか予測が不可能であるため、候補者名簿は都県別、施設別（工種の組み合わせ）により作成する。

送信履歴(各自記入)

平成 年 月 日 時 分	関東農政局→	メール FAX
平成 年 月 日 時 分	→関東農政局	メール FAX

緊急

緊急応急工事対応依頼調書

このたび、下記により災害が発生したため緊急に応急工事を実施することとなりました。このことから下表協力要請内容に示す工事実施の可否等について貴社の意志を確認したく、**下表に記入のうえ返送**願います。

なお、本調書は貴社における迅速な対応の可否について照会するものであり、契約を約束するものではありません。また、貴社に対して何らかの拘束や義務を負わせるものでもありません。従って、工事実施に際しては本調書による対応可能者の中から改めて見積を徴収し、契約締結のうえで工事をお願いすることとなりますので申し

緊急応急工事の対応	可能	不可能	回答日時	平成 年 月 日 時 分
会社名			住所	

被害の概要		協力要請内容	
日時	平成 年 月 日 時 分	現場着手希望日時(予定)	平成 年 月 日 時
場所		工事実施期間(予定)	日間
被災状況		工事概要	

回答期限 平成 年 月 日 時 までに回答願います。

区分	緊急応急工事対応者		対応内容				
	対応責任者	配置技術者(人日)	現地着手可能日時	着手可能日における派遣可能人員(作業員)	着工可能日に希望する主要資機材の数量		
氏名							①掘削機械
所属・役職			台	台			枚
TEL(会社)							
FAX(会社)							
メールアドレス(会社)							
携帯番号			着工可能日における主要資機材の調達状況				
携帯メールアドレス					台	台	枚
土木施工管理技士		1級 2級					

記載方法

- ・太枠内を記入してください。
- ・「緊急応急工事の対応」については、「可能」、「不可能」のどちらかに「○」を付すこと。
- ・「緊急応急工事の対応」が「可能」の場合は、「緊急応急工事対応者」及び「対応内容」欄を記入する
- ・「緊急応急工事の対応」が「不可能」の場合は、同欄には記入する必要はない。
- ・「土木施工管理技士」については、資格区分のどちらかに「○」を付すこと。
- ・対応内容について、現地到着し作業着手可能となる日時、調達が確実な資機材数量を記入すること。
- ・「回答日時」は、対応責任者が本調書を送信する際の時刻を記入すること。
- ・緑色の記載欄は適宜増やして下さい。

関東農政局技術審査会

会長 ○○ ○○

担当者:整備部○○課○○係

○○ ○○

TEL

FAX

送信履歴(各自記入)

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分	関東農政局→〇〇建設(株)	メール FAX
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分	〇〇建設(株)→関東農政局	メール FAX

緊急

緊急応急工事対応依頼調書

このたび、下記により災害が発生したため緊急に応急工事を実施することとなりました。このことから下表協力要請内容に示す工事実施の可否等について貴社の意志を確認したく、下表に記入のうえ返送願います。

なお、本調書は貴社における迅速な対応の可否について照会するものであり、契約を約束するものではありません。また、貴社に対して何らかの拘束や義務を負わせるものでもありません。従って、工事実施に際しては本調書による対応可能者の中から改めて見積を徴収し、契約締結のうえで工事をお願いすることとなりますので申し添えます。

緊急応急工事の対応	可能	不可能	回答日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
会社名	〇〇建設(株)関東支店		住所	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

被害の概要		協力要請内容		
日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分	現場着手希望日時(予定)	平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時	
場所	〇〇県〇〇市〇〇地内	工事実施期間(予定)	30日間	
被災状況	〇月〇日〇〇市〇〇地区の△△池(ため池)において、堤体表法面の崩壊及び堤頂に亀裂を確認。この状態では破堤に至る危険性が大きいため、緊急に応急工事を実施する必要がある。なお、ため池貯水位は管理者により低下作業実施中である。		仮設網矢板Ⅱ型L=8m 100枚 大型土のう積み(バックホウ使用) 50袋 普通土のう積み 150袋 仮排水路造成L=50m(掘削100m ³)	

回答期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時 までに回答願います。

区分	緊急応急工事対応者		対応内容						
	対応責任者	配置技術者(人日)	現地着手可能日時	着手可能日における派遣可能人員(作業員)	着工可能日に希望する主要資機材の数量				
氏名	工事 太郎	関次 次郎			①掘削機械	②矢板打ち込み機械		③仮設網矢板	
所属・役職	〇〇部××部長	〇〇部△△課長	〇〇日〇時	〇〇人	バックホウ	パイプロハンマ	Ⅱ型 L=8m		〇〇枚
TEL(会社)	0**-****-****				(0.6m3級)	〇〇台	〇〇kw	〇〇台	
FAX(会社)	0**-****-****		着工可能日における主要資機材の調達状況						
メールアドレス(会社)	name@kaisya.co.jp		バックホウ	パイプロハンマ	Ⅱ型 L=8m		〇〇枚		
携帯番号	090-****-****	090-****-****	(〇〇級)	〇〇台	〇〇kw	〇〇台			
携帯メールアドレス	keitai@****.ne.jp	keitai@****.ne.jp	(ベースマシン含む)						
土木施工管理技士		1級 2級							

記載方法

- ・太枠内を記入してください。
- ・「緊急応急工事の対応」については、「可能」、「不可能」のどちらかに「○」を付すこと。
- ・「緊急応急工事の対応」が「可能」の場合は、「緊急応急工事対応者」及び「対応内容」欄を記入す。
- ・「緊急応急工事の対応」が「不可能」の場合は、同欄には記入する必要はない。
- ・「土木施工管理技士」については、資格区分のどちらかに「○」を付すこと。
- ・対応内容について、現地到着し作業着手可能となる日時、調達が確実な資機材数量を記入すること。
- ・「回答日時」は、対応責任者が本調書を送信する際の時刻を記入すること。
- ・緑色の記載欄は適宜増やして下さい。

関東農政局技術審査会

会長 ○○ ○○

担当者:整備部〇〇課〇〇係

〇〇 ○○

TEL

FAX

緊急応急工事対応業者 特定基準

評価項目		評価基準	評価点数
地域性	① 着手可能日時	対応可能者の中で最も早く現場着手が可能な者に最大50点を与え、最も遅い者は10点とする。2番目以降の者については、順位に応じて按分した点数とする。 (算出式) 対応可能者数が“n”で、着手日時が“c”番目に早い者の点数“p” $p=50-\{((50-10)/(n-1)) \times (c-1)\}$	最大 50点 最低 10点
		対応不可	欠格
着工可能日における体制	② 派遣可能人員	対応可能者の中で派遣可能人員(作業員)が最大となる業者に30点を与え、最少となる業者は10点とする。2番目以降の者については、順位に応じて按分した点数とする。 (算出式) 対応可能者数が“n”で、配置技術者の得点の順位が“c”番目の者の点数“p” $p=30-\{((30-10)/(n-1)) \times (c-1)\}$	最大 30点 最低 10点
		対応不可	欠格
	③ 主要資材	主要資材の調達数量が最多の者	10点
		主要資材の調達数量が最多者を除く上位順位の50%以上の者	7点
		主要資材の調達数量が最多者を除く上位順位の50%未満の者	3点
		対応不可	欠格
	④ 主要機械	主要機械の調達数量が最多の者	10点
		主要機械の調達数量が最多者を除く上位順位の50%以上の者	7点
		主要機械の調達数量が最多者を除く上位順位の50%未満の者	3点
		対応不可	欠格

関東農政局緊急応急工事の契約手続フロー

